

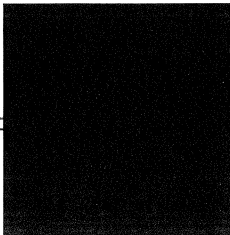
総基料第31号

平成30年2月26日

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務大臣 野田 聖



電気通信事業法第33条第1項の指定について（通知）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定する貴社の電気通信設備を一部変更し、別紙のとおりとしたので、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の2第1項の規定に基づき、通知する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の左欄に掲げる単位指定区域において、同表の右欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

- 1 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）
- 2 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第23条の2第4項第1号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。）
- 3 施行規則第23条の2第4項第1号ロの交換等設備（ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）
- 4 施行規則第23条の2第4項第2号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）
- 5 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備
- 6 施行規則第23条の2第4項第4号の設備

別表

単位指定区域	電気通信事業者
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
岐阜県の区域に長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	西日本電信電話株式会社
静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社